

「部落解放の課題と解放立法の展望」再論

高野真澄

はじめに

部落差別は現代日本における最も深刻な社会問題の一つである。部落問題のすみやかな根本的解決は立憲国家としてのわが国の責務であり、立憲国民の課題にはかならない。ここでは、問題の解決に接近するために留意すべき諸点、すなわち(一)視点(二)課題(三)解決手段について、試験的に述べておくこととする。

第一に、現代の部落差別——ないし部落差別の「現代」——をわれわれはどのような視点で捉えることができるか、という視点形成の問題である。この点、差当たっては、一九六五(昭和四〇)年八月の同和对策審議会『答申』の見解に倣って、「実態的差別」と「心理的差別」の

二に大別して捉えることとしたい。

第二に、実態的と心理的の二つの社会的差別を含む部落問題が、今日被差別部落住民の権利自由に関わる人権問題として受け止められている以上、これら二つの差別の形態に対応する部落解放の憲法上の課題が設定されなければならない。そうだとすると、実態的差別については「実質的平等の実現」が、また心理的差別については「市民的権利の復権」が、日本国憲法の下で差別克服の課題として立てられるであろう。

第三に、右に見た部落差別の二つの形態とそれに対応する憲法上の課題を、将来に具体化するためには立法的手段にまたねばならないが、それにはどのようなものを考えられるだろうか。これは今後の解放立法を展望することを意味するが、実態的差別を克服する立法としては既に同対法

Ⅱ地対法が現行の時限立法として成立・機能しているけれども、何と言っても「事業」立法を本旨とするところから、心理的差別との対決には実効を欠き、ために、将来に亘って部落解放の決め手となるような立法像が模索・探求されようとしている。それは大別して、二つの方向があり、一つは差別規制立法としての「差別禁止法」が、いま一つは差別の予防ないし人權啓発立法としての「部落解放基本法」の方向が見られる。

以上に提示した解放立法の三つの類形——事業立法、規制立法、啓発立法——は何れも立法像を型として分類したもので、言わば理念形であるにとどまり、現実には相互に交錯した多様な形で選択・撰取されることになる。

本稿筆者は先に『部落解放』二〇〇号記念特集に「部落解放の課題と解放立法の展望」と題して小論を草した。本論は、それを補充することを意図したもので、多少とも重複を生じたところもあるが、併せて読んでいただければ幸いです。

一、実態的差別と実質的平等の実現

——事業(助成)立法としての「同対法Ⅱ地対法」——

現代の部落差別は、第一に客観的に劣悪な被差別の実態

措置法(法六〇)であったことは周知のとおりである。それは、部落差別は単なる觀念の亡霊でなく、現実の社会に実在するものであると指摘した同対審答申の趣旨を立法理由としている。法制定におけるこのような立法理由を持つ旧同対法は、法理の面から見て、以下の諸点で評価できるものを持っていると、私には思われる。

第一に、同対法は、議員立法として成立した「同和对策審議会設置法」に続いて、国策の樹立を求める解放運動の法的結晶として、いわば下からの民定立法の性格をもって生成を見たものであることである。この点で明治の解放令や戦前の融和主義と基本性格を異にしている。それは戦前の部落解放運動を受け継いだ戦後の解放運動の成果であり、部落解放(運動)史の節目ともなっている。

第二に、法の内容面で、被差別部落民が実態的差別によって憲法上の生存権(二五條)、教育を受ける権利(二六條)、労働権(二七條)等の社会的権利の享有を妨げられていることに鑑み、彼らに形式的な権利の平等を保障するだけでなく、人種、信条、性別、門地による差別と並んで、「社会的身分」による差別の撤廃を個別的に特定して掲げることによって(一四條)、余りにも立ち遅れた不平等を是正するために劣悪な状況下にある者に社会扶助や教育、雇用の保障など「実質的平等」を確保し、もって同対

において捉えることができる。この被差別の実態において部落差別を捉える視点の提起は、一九五一(昭和二六)年、京都で起ったいわゆる「オールロマンズ事件」を契機に、運動側の論理によって提起されたものであるが、客観的に劣悪な被差別の実態は通例「被差別部落」に集約され、被差別部落が正に部落差別の現代における社会的象徴となっていることは何人の目にも明らかな事実である。

この客観的な被差別の実態は、同対審答申の用語では、いわゆる実態的差別と規定され、いま一つの差別感を現わす心理的差別とともに部落差別の主要な二つの形態とされている。このうち実態的差別は近現代という長い間に積りつもった心理的差別の沈殿の歴史的结果であると同時に、それがまた新たな心理的差別を生み出すというように、相互に因果の関係において悪循環を繰り返す。部落差別の歴史はこの二つの差別の形態の悪循環の繰り返しの歴史であると言っても過言ではあるまい。

そうだとすれば、差別の悪循環の回路は何としてでも絶ち切らなければならない。その第一次的責任は、長い間差別を無視(放任)してきた国の側にあることは言うまでもない。それは国の政治の果たすべきことがらである。その場合、差別の悪循環を実態的差別のところ、で絶ち切ろうとしたのが、一九六九(昭和四四)年の「同和对策事業特別

法に社会政策的立法としての意義と付与することが、憲法上の課題とされていることである。

この憲法上の課題としての実質的平等の実現は、現代の二〇世紀の憲法においてはほぼ共通の平等理念(平等原則)になっていることを強調しておきたい。既に、第二次大戦後のイタリア共和国憲法は「市民の自由と平等を事実上制限し、人格の完全な発展と、国の政治的、経済的および社会的組織へのすべての労働者の実効的な参加を妨げる経済的および社会的な障害を除くことは、共和国の任務である」(三條二項)と規定していた。アメリカやフランスにおいて、とりわけ一九六〇年代以降において、人種や性別に基づく教育、雇用、福祉の領域での実質的平等の実現・確保の要請が、より積極的な「統治の原理」として働くまでに、急速かつ確実なテンポで成熟しつつある(フランスにおける平等原理の推移の一端につき、高野真澄「人種による差別の撤廃に関する組織の合憲性審査」別冊ジュリスト・フランス判例百選、一九六九年、また平等原理をめぐるより最近の「ミッテラン政権下の立法状況をはじめ、学説や憲法院判決の状況について、北川善英氏の紹介「ロベール・ペルー・不平等に関する新しい議論とフランス公法」法律時報五五巻七号一五六、一五七頁参照)。社会主義憲法ではより徹底した保障が求められている。わが

日本国憲法の平等原則も基本的には以上の例外ではないと解されるのであり、このような平等化の条件を確保することが現代の社会的民主主義を追求することになるわけである。環境改善事業法としての同対法も、大体この線上にある特例法として理論的に位置付けられる。

第三に、同対法はやはりそれが制定された時期の時代の要請の産物という性格を持っていることである。わが国戦後立法の流れの中で、高度成長政策が進められたあと、それが生み出した新たな諸矛盾に対応するために、労働者、公害被害者、消費者、心身障害者等の利益の擁護、増進に向けて、一連の社会政策立法——雇用対策法（昭四一法一三二）、公害対策基本法（昭四二法一三三）、消費者保護基本法（昭四三法七八）、現身障害者対策基本法（昭四五法八四）など——が制定されてゆく。同対法は、これらの実定法の集団と系を同じくし、その意味で生存権要求の高まりを示す時代の要請の産地であって、より広範な国民的利益を反映する立法の一つであったことは否定できないと思われる。端的に言えば、旧同対法は国の社会経済政策を形成する事業立法としての基本的性格を有し、そのうえに十分ではないにしても先述の現代憲法における実質的平等の実現確保という人権尊重理念を体现する人権立法性格を兼ね備えていると見る事ができるように思われる。

いるような具体的な保護受給請求権を発生させるようなものでなく、また立案過程で明記されていた政府の国会に対する年次報告、計画文書等の提出義務の定めも削除され、さらに障害を受動的な政策対象として捉え能動的な権利主体として位置づけていないなどの点で、実効性に乏しいカテゴリー立法ないし理念型立法（小川政亮「心身障害者対策基本法」法律時報一九七三年六月号）などと評されている。

(2)このような法制制定時に予想された問題性は、その後の実施過程で現実化し、種々の不徹底が指摘されることになった。例えば、一〇戸以下の地区や未指定地区など法の放置した被差別部落が多数あること、同対法一三九年の実績はもとよりこれを評価しなければならぬとしても、法の適用を受ける地区でも環境改善事業に多く多くのバラツキや残事業があること、対策事業の進んだ府県でも住宅生活環境改善に偏り、雇用の拡大、福祉・教育の充実、人権啓発の分野は殆んど手がつけられていないこと（村越末男、朝日新聞論壇昭和五二年一月二六日）、しかも同対法が財政特別法として成立を見たことから、要求が強いところに金が流れるという安易な構図さえ行政の末端に見られた。何れも、法の運用＝行政過程面で憲法の精神が問われるケースと言うべきであろう。

しかしながら、旧同対法は、同時に、次のような立法自体に潜む問題性をかこつていたことも確かである。

(1)まず、部落問題の解決を国民的課題として、少なくとも人権問題として直視しようとした同対審答申の観点が十分に貫徹されていないことである。憲法の人権尊重の理念が同対法の諸条項の中に十分浸透しておらず、これでは法の運用＝同対事業の実施いかんでは融和政策的に流れるのではないかという疑いが持たれ、この疑念は同対事業が進行し一定の成果が見え出す頃に明らかにになり、ともすれば人権の観点が脱落ないし切断されかねない、事業（助成）立法につきまとう危険な陥穽が予見されえした。

この点は、例えば、昭和四五年第六三特別国会で議員提案で成立を見た「心身障害者対策基本法」も同じような問題側面を共有していることに注意しておきたい。同法は心身障害の発生予防に関する基本的施策および医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給などの心身障害者の福祉に関する施策の基本事項を定め、もって心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とし（一条）、これに対する国、地方自治体の責務（四条）、目的達成のための必要な法制上、財政上の措置義務（八条）等を定めている。これによって見ても判るように、本法は障害者やその保護者に国・自治体に対して、例えば生活保護法が定めて

(3)先におげた同対法制定前後の公害対策、消費者保護、心身障害者対策基本法等の類似立法は、何れも国民生活の諸分野において国の政策の基本的なあり方を示す基本法の形式——その多くは先例法としての教育基本法に見られるように格調の高い「前文」を本文条項の前に置いている——を与えられていたのに、同対法は同対事業に財政上の特例を講ずる助成立法、すなわち事業法に矮小化され、心理的差別解消のための啓発活動が除外されている。

以上のことから、部落差別の現在を、実態的差別の面だけで捉えることは、それがいかに現代における重要な視点だとしても、一面的のそりを免れず、したがって同対法や現行の地対法に、時限立法としてあるいは事業立法としての一定の限界が感じられることである。同和問題の解決が国民的課題だとしていた同対審答申の指摘も本法の中であいまいなものになっている。これらの法の不備は、本法を運用する行政過程において補完の努力（差別解消の立法理由についての適確な理解と主体性をもった法の執行）が、また人間解放のための教育実践の中で部落問題に対処することによって問題の所在を問いつめてゆくことが必要となろう（詳しくは、高野真澄・新版憲法と部落問題——人権確立のために——広島部落解放研究所、一九八一年八九頁その他参照）。しかし、措置法の意義と同時に、その限界

が立法論として問われ直されるということは、原理的には少なくとも措置法を生み出した「答申」の精神にまで立ち戻って再検討することが筋の通ったやり方であろう。そうすることによって、部落問題解消のための総合的な基本理念の新たな展望が開けてくるであろう。

二、心理的差別と市民的権利の復権

以上に述べたことと関わって、部落差別の「現代」を心理的差別という差別意識の存在において捉える第二の視点が浮上してくる。被差別部落を社会外視し、部落民を人外視する封建制的な風潮を引き継いだ差別意識の存在は、今日なお結婚、就職、生活面において根強いものがある。それは、わが国の社会構造そのものが依然として差別意識を温存する基盤として機能していることを示すものであり、この意味で部落差別の現代を——とりわけ明治維新以降の——近代日本の社会経済構造の帰結として捉える視点が開けてくると思われる。しかし、ここではこれ以上触れる余裕はない(やや詳しくは、高野真澄「部落解放の課題と解放立法の展望」部落解放二〇〇号六一、六二頁参照)。では、このような心理的差別を基調とする差別的言動によってどのような人権の侵害が起るか。それは憲法で保障

されている個人の尊厳と人格・名誉(一三条)、婚姻の自由(二四条)、居住、移転、職業選択の自由(二二条)等の市民的人権の享有が妨げられることになるから、ここでは広く市民的権利の復権——人間の尊厳の尊重——が憲法上の課題として設定されるであろう。

ところで、もともと「差別」の解消と言ふ場合は、実態のおよび心理的の二つの差別の解消に起点を發するものであるが、それが旧同対法で余りにも劣悪な部落の実態があったにせよ、とにかく物的格差の解消から手をつけられ、今は残事業の解消や周辺地域との調整ということでもやられているが、心理的なものが残されてきた。差別の根絶と言ふからには物的格差の解消と差別意識の解消が併行して行われるのが本旨であった。しかし現実の立法政策は物的格差の解消を先行させたのであった。だから、心理的差別に對決し、その解消を志向することは、主として「措置法」以後の法政策の課題いかんを展望することを意味するであろう。これには、大別して、差別規制立法としての「差別禁止法」の方向と、人権啓発立法としての「部落解放基本法」の方向が考えられる。この場合、規定の対象を差別被差別の關係に置き換えて見るならば、右の二つの方向は、前節に述べたものが「差別される」側に立っている人びとに対する対策(助成)であるのに対して、何れも主と

しては「差別する」側に立っている人びとに向けられていると言うことができる(中川喜代子「意識調査にみた差別意識の構造」磯村英一編・同和行政論I、明石書店、一九八三年三四六頁)。そして部落差別の「早期」解消を国の責任において実行すべきものとされる以上、差別意識の変革なり解消を国民の側の自然発生的な自助努力だけに委せず、国家的見地からの実効ある規制その他の措置が追求されなければならない。

(一) 差別規制立法としての「差別禁止法」

そこで市民権利の復権という憲法上の課題を追究する立法的手段として、いったいどのようなものが考えられるだろうか。将来の解放立法を展望するときに、まず思い到ることは、差別行為そのものを法的に規制すること、つまり差別したものを処罰し、差別されたものに法的な救済手段を与えることである。法制度上の表現として、これを仮りに「差別禁止法」と名付けることができる。その場合、いわゆる差別禁止法の内容は、心理的差別に基因する不合理な差別行為(例えば、雇用・就職・関係、職業選択、営業、教育その他の役務の提供、婚姻関係その他の生活関係における差別的言動と差別的取扱い)を禁止し、その違反に對して処罰を加えるとともに、かつ差別を受けた者により効果的な司法的救済手段を与えることにある。

最初に指摘されることは、わが国には差別的言動に基づく侮辱を処罰する現行法規は存在しないということである。僅かに、最近の戸籍法改正(昭五一法六六)で、戸籍簿の公開を原則としながらも、それにある程度の制限がつけられ、他人の戸籍の謄抄本を請求するについて、それが同和地区であるか否かを調査するなど「差別に連がる」「不当な目的」を持つ場合(同法一〇条および法務省民事局長通達参照)、罰則の適用(同法二二条の二)を可とした例を見るにとどまる。このことが、時として差別行為の横行を放置する要因のひとつともなるのであるから、罰則を設けこれを適用してゆくことは人を犯罪から遠ざからしめるという一般予防効果が期待され、またそれは社会防衛にも連がる。しかも注意を要することは、そもそも差別禁止の立法が必要視されるのはそれが十分に必要とされる事情がある場合に限られること、つまり明らかに差別を煽動したり、助長・拡大する意図をもって行われたり、身元調査等の営利目的に利用される場合などのような、悪質で著しく反社会的な行為についてであって、真に処罰するに値いするこれらの行為を野放しにしておくことは、社会正義の観点から許されるところではないからである(例えば、朝日新聞夕刊昭和五一年二月一〇日「ゆづかんリーダー」参照)。法の認める場合を除いて、人の私生活につ

(Human Rights Committee) のまゝ旋を行なう権限に基づき活動を承認する関係当事国の宣言(四一条)やB規約の手續上の救済を厚くしようとする選択議定書の批准を完うすることである。

第二に、一九七九年末に国連総会で採択された「婦人差別撤廃条約」は、その翌年日本も署名したが、未だ批准を見るに至っていない。一九八五年を目前にその批准と国内法の整備が求められている。同条約は婦人に実効ある労働権を確保するために、締結国が立法その他罰則を含む適切な措置をとることとしている。

イギリスでは既に同一賃金法(一九七〇年)に加えて、雇用、教育、公共の施設・建物の利用等における性差別禁止法(一九七五年)を制定し、機能を見ている(各国における男女平等法制の進展、イギリスⅡ高島道枝、法律時報一九八一年七月号四〇頁以下)。

また、六〇年代末からフェミニズム(女性解放運動)の活発なフランスでは、女性の職業上の平等について一九七二年と一九七五年に職場での男女同一賃金、求人・雇用および解雇における性差別撤廃に関する法律(企業主への罰則規定を含む)を制定し、条約の国内法への転換を図っている。そして今後の法課題として、「これまでに定められた平等の原則を、教育、労働条件、昇進等それぞれの分野

で確実に適用していくための法規制定である、との見通し」が示されていると言われている(同上、フランスⅡ林瑞枝、四五―四七頁)。因みに、昨年度は中絶費用の七〇%国庫負担、市町村議会選挙の候補者リストの二五%を女性に割り当てる等、女性の地位向上に関する新法案を成立させている(朝日新聞昭和五八年一月二三日「進むフランスの女性解放」)。

第三に、障害者に対する差別問題について見ると、発生原因の大半は交通災害、薬品公害等の後天的なもので、そこに障害者問題の社会性、また資本制の発展の中で民衆分断の具に用いられてきた歴史性を見抜かなければならぬ。したがってまずは障害者の実質的平等を確保するため生存権、労働権等の諸々の人権を実現するとともに、一九七五年の国際障害者権利宣言やアメリカの障害者差別禁止令(一九七七年)に見る障害者人権の国際化、国内法化の動向に注目すべきものがある。

第四に、人種差別が人間の尊厳に対する罪だとする「人種差別撤廃宣言」(一条)の趣旨を引き継ぎ、人種、皮膚の色、門地、民族的又は種族的出身を理由とするあらゆる差別行為に対する規制――すなわち当事国の人種差別撤廃義務(二条一項)、アパルトヘイトの禁止(三条)、人種的優越または憎悪に基づく差別・煽動の禁止(四条)と司

ないし救済だけでなく、これを基調としながら事業や啓発を加味した形式をとることも、立法技術上不可能ではないであろう。人種差別撤廃条約は、条約としてながら、正にその先例となっている(この点、やや詳しくは、友永健三「部落解放基本法について」部落解放一九二号一三五頁、高野真澄「前掲論文」部落解放二〇〇号七四、七五頁参照)。

最後に、差別行為に対する規制、差別行為からの保護を、各地方自治体が制定するプライバシー保護条例へ組み込むことによって、地方の実情に即した自主的解決を図ってゆくことも考えられないことではない。

(二) 差別予防(人権啓発)立法としての

「部落解放基本法」

不合理な差別行為に対する対決には、外にあらわれた差別的行為ないし差別的取扱いそのものを法的に規制したり、損害の救済を重視する以上の視点に対して、差別行為を生み出す意識の根源に眼を向け、誤った偏見や差別感の克服、解消を求めてゆく途がもう一方に残されている。すなわち、教育等、差別行為の予防ないし人権啓発事業実施のためなどに広く法的根拠を与え、市民的権利の真の創造と再生を期する「部落解放基本法」の制定が、立法論として展望されるところである。

法的、行政的救済(六条)等——の効果的措置を定める「人種差別撤廃条約」(一九六五年国連総会採択、一九六九年一月発効)の早期批准を急ぎ、同条約第二条一項(d)に基づき差別撤廃と被差別救済の視点を貫く良質な国内法をいかに整備するかにある。要するに、わが国自身の国際的努力が国内立法整備の先決条件となる(詳しくは、部落解放研究所・人種差別撤廃条約の早期批准のために、一九八一年所収の諸論文参照)。諸外国の国内立法では、例えばイギリス(一九六五年と一九六八年)、フランス(一九七二年)等で人種関係(差別禁止)法が制定され、偏見との対決―外国人移民労働者として社会の最底辺の仕事を行う有色人種少数民族の平等処遇の確立―が社会経済体制の存立のうえで重要課題とされている。高度に人種主義(政策)の絡む領域であるけれども、これらの先例法を立法論的に摂取し、学ぶべきところは少なくないように思われる。

以上のことから、解放立法の理念形としては、あらゆる社会的差別の禁止が提唱され得るが、個々の差別問題は現実にはその歴史性、社会的役割、克服の課題等、それぞれのレベルにおいて同じではあり得ず、したがっていかなる差別について、いかなる限度で法的規制の対象となし得るかについて、なお慎重な考慮を必要とすると言わなければならない。また規制立法は実際問題としては狭い意味での規制

いわゆる「部落解放基本法」の主張は、既に時間的契機において環境改善的職業立法としての同対法（地対法）を内容的に反省し、克服することを目指す立法形態として、いわば同対法の強化拡大としての「法改正」論として打ち出されていたところである。例えば、部落解放同盟は政府をして特別措置法の立案と国会日程に追い込んでいた時期に、「部落解放対策『特別措置法』草案」（宣言立法と具体的な施策の実施を法律事項とする部分から成る）として提示していた（この点参照、小倉襄二「同和对策審議会答申と同和对策事業特別措置法」部落二四五号、一九六九年六月）。そして、その当時、将来の同和の法律の性格について、環境改善中心の「事業法」にするか、雇用の保障、教育の向上、人権啓発を含んだ「基本法」にするか、全日本同和会や同対協筋でも論議の焦点となったようで、しかし大旨、基本法の方向が提示されていたと言える。

運動側が目指したこうした解放立法の基調に拘らず、現実には制定されたものは旧同対法であったわけで、したがって同対法の期限切れが一年有半に迫った一九七七（昭和五二）年七月、部落解放同盟は、特措法の根本的改正を含む強化延長案を発表し、「事業」の名称をはずした基本法的性格を備えたものを、また法の形態として部落差別が完全に消滅するまで有効な半永久的な同和对策基本法と、同和

教育振興法のような個別法の併立を提案、そして続いて同対法の延長が確定した五四年一〇月、古井法務大臣に対して、人権啓発、教育、労働、福祉など、基本的解決策と必要な分野の施策を明確にした「部落解放基本法」の制定を要望したのであった（朝日新聞昭和五四年一〇月二二日）。この間、同対法三年延長決定時の臨時国会において、「同和問題に対する国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること」が附帯決議（昭和五三年一〇月、衆参両院内閣委員会）されていることが、法の運用について注目される。

これを承けて、大原享代議員（社会党）は、同対法延長の時点で、自民党の堀内俊夫氏（同党同和对策特別委員長）が延長反対の理由として述べた「事業法だけで差別の解消はできない……行政全体として総合的に取り組む問題だ」という主張を逆手に取って、「過去十年の総括の上に」「総合的法改正にとり組む『三年』である」として、「延長三年」を位置付けている（同「法の総合立法」に、たまたかいの焦点を「部落解放一二七号一三三頁」）。

また同対協会長の任にあった磯村英一氏は個人としてながら、つとに人権の視点上に立った立法（人権基本法）の制定を精力的に主張、それはのちの同対協の意見具申（昭和

五六年二月一〇日）の中で、人権啓発事業や教育事業の拡充と中高年の雇用対策を重視するという形をとって現われていることば、周知の通りである。

そこで、いわゆる「基本法」の性格をどう定め、その内容をいかに構成するかについては多くの吟味検討すべき問題が今後に残されていると思う。「基本法」というからには、国が制度の基本や政策の目標を定め、あるいは行政上の対策の基本を定め、国会が政府に対し施策推進の措置を講ずることを命ずるものとなるであろう。「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障されている基本的人権にかかわる課題である」「部落問題の解決が、このような「基本法」の要件に欠けるところはないはずである。とは言え、この領域は、国会のいわゆる立法政策の問題であるとも言い得るが、憲法で保障された重要な人権とも触れ合う問題であって、みれば、国会の無定量の裁量に委されているとも解し難く、またもとより時間的に無制限である必要を見ないけれども、部落差別の解消ないし根絶に向けてある程度の継続性を持ったものであることが求められるであろう。

そして、規定対象は一方で雇用の保障や教育の向上等を配慮しつつ、他方で差別意識の克服に向けた啓発活動を内容とすることとなる。留意すべきことは、いわゆる「残

事業」の遂行とともに、「労働権」や「教育権」の保障を強力かつ継続的に実施していく必要が将来立法の課題として突きつけていることである。このうち、労働権に限って見ても、最近における生活水準（依然として生活保護世帯が極めて多い）や就労の実態（臨時雇、日雇等の不安定雇用の比率が高く、その職場は殆んどが小零細企業であり、職業構成も依然単純労働者の比率が高い等）に関する調査（例えば、『大阪部落実態調査報告書』一九八三年三月）に徴して、就職の機会均等がいわゆる「自由権」としての職業選択の自由でなく、「社会権」としての労働権（憲法二七条）の効果的な保障でなければならぬことを求めている。ここに労働権とは労働の意欲と能力を持ちながら労働の機会を持たない者に労働の機会を与えることのできる制度を確立し、維持しなければならぬことを指し、また既に労働によって生活する者にはその労働条件が人たるに値いする生活を営むための必要を充たすよう配慮しなければならぬのである。それは国の当然の責務である。

この点で特に注意を要することは、ひとくちに被差別の実態と言っても、環境改善のようなハード面の実態に対して、右に述べた生活水準や就労、教育などのソフト面の実態は、差別意識とのかかわりがより直接的で、その浸透・影響が直截に現われる領域であることである。この分野

はいわば実態的差別と心理的差別が相交錯する領域であつて、それが直近の実態調査によつてなお深刻な状況にあるということとは、「部落差別」を実態的と心理的の二つの形態に截然と単純に分類できないことを示唆しているとも言える。立法は、行政上の政策課題もこの領域には多く、それだけにこの分野の改善は今後の解放行政ないし解放立法の策定実施において、主要な眼目となることであらう。

一九八三年七月九—十日に開催された第五回全国部落解放研究者集会において、「大阪における実態調査をふまえた今後の政策課題」が解放研究所人権・行政部門事務局から研究報告され、「今後、力点を置いていく必要がある分野」として、以下の諸事項が「列挙」されていた。曰く。

①健康面の対策の抜本的充実 ②住宅の質的向上(広さや内容面) ③安定した仕事保障 ④年金加入の促進と年金の充実 ⑤生活保護世帯に対する仕事保障、健康回復、年金充実のとりくみ ⑥識学学級の活発化と教育の機会均等の促進 ⑦結婚、地域、学校、企業等あらゆる分野における部落差別をゆるさない体制の確立と、とりくみの促進 ⑧障害者や老人に対する抜本的な施策の確立。「今後の同和行政はもとより、解放立法を模索・展望していくうえで何れも重要な指標たることを失なわないであらう。

以上を要するに、立法論としては、時限立法としての事

業法の限界を克服することが目指されることになるのであるから、現行法の時限内の徹底を図りながら、その正しい総括を踏まえ、いわばその建設的發展形態として、環境改善事業だけでなく、雇用の保障や教育の向上等、質量の両面において拡大・深化を伴ったより総合的な行政施策を提示するとともに、差別意識の克服に向けて人権啓発に取組むうえで基本法上の根拠を与えることが期待されることとなる。最後の啓発活動について一言すれば、現行の地対法の下においても、政令で、事業主に対する啓発指導事業、国民の人権思想の普及高揚を図るための啓発事業、対象地域の人びとに対する人権相談事業等が列記されている(地対法施行令一条三三、三七、三八各号)が、「啓発活動」はもともと「本来の同和对策事業から除外され」ていたものであり、独立した「事業」予算が計上されたのも昭和四九年度以降(「同和問題講演会委託費」)であつて、予算規模もいわゆる環境改善事業に比して桁はずれに小さい(例えば参照、山本登「前掲論文」同和行政論I三一—三三三頁)。人権啓発事業を法の対象として位置付ける意義は決して乏しくないと言わねばならない。

おわりに

以上に示された部落解放の視点に立つ将来の立法像の各個について、また相互の得失長短について、さらに吟味検討すべきことが少なくないと思う。しかしそれは後日にゆだねることにしたい。

(香川大学教授)

世界人権宣言35周年記念

国際連合と人権

田畑茂二郎 監修 金東勲 訳

第二次大戦後、国連を中心に国際社会がおし進めてきた「人権の国際保障」の歩みと成果、さらにその現状と課題をわかりやすく解説。日本図書館協会選定図書。A5判210頁 定価2,000円

あらゆる差別の撤廃を

人種差別撤廃条約

早期批准のために

部落解放研究所 編

「人種差別撤廃条約」は、人権の国際的保護の法的かつ制度的保障を確かにするものとして多数の国で批准されている。本書はその入門書・学習テキストとして広く活用できる。

B6判172頁 定価700円

(社)部落解放研究所 大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-568-1300